

## 1 どこに相談や情報提供をするのか

児童虐待の通告窓口は児童相談所となっていましたが、平成16年に児童福祉法が改正され、平成17年4月から区市町村が児童虐待の一義的窓口となりました。

「気になる子どもや家族」についての相談や情報提供についても、区の以下の部署が対応しています。

### (1) 南砂子ども家庭支援センター、子育て支援担当（江東区役所内）で相談を受けています

- 南砂子ども家庭支援センター      ☎03(5617)7772  
受付時間 (月)～(土)9時～18時  
(祝祭日・年末年始を除く)
- 子育て支援担当(江東区役所内)      ☎03(3647)4408  
受付時間 (月)～(金)8時30分～17時  
(祝祭日・年末年始を除く)

\* どちらに相談をしていただいてもかまいません。

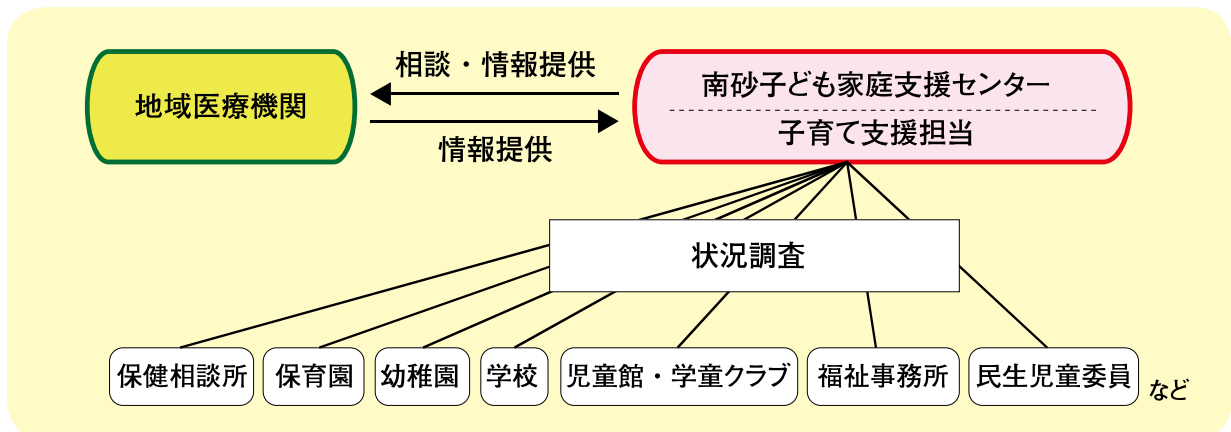
南砂子ども家庭支援センター及び子育て支援担当では、「気になる子どもや家族」の情報提供や相談を受けた時には、

- ① 関係機関への情報収集(調査)を行います。必要によっては、子どもを直接確認します。
- ② 調査に基づいて、子どもの置かれている状況をアセスメントし、対応について方針を出します。  
情報提供や相談をした地域医療機関にもその結果を伝え、支援の協力を依頼する場合があります。児童虐待だけでなく、養育に困難が感じられる場合も、ご相談ください(図9)。

### (2) 保健所、保健相談所でも相談ができます

気になることがあった場合は、もよりの保健所、保健相談所に相談することができます。

図9 相談・情報提供の流れ



\* 調査・情報提供等にあたっては、守秘義務の確認を十分に行っています。

### (3) 「ドクターアドバイザーシステム」の活用

東京都では、地域の医療機関が虐待かどうかの判断に迷ったり対処方法がわからない場合に、児童虐待に関する専門的な助言を行うことを目的として、平成19年10月から「ドクターアドバイザーシステム」を社会福祉法人子どもの虐待防止センターに委託して実施しています。

- |   |   |      |   |
|---|---|------|---|
| ○ | <b>ドクターアドバイザーシステム</b><br>～医師・歯科医師のための電話・<br>ファクシミリ・メール相談～   | ☎    | <b>03(5355) 5245</b>  |
|   | 原則として受付後7日以内に回答します。<br>詳しくはホームページで<br><a href="http://www.ccap.or.jp/dr.system">http://www.ccap.or.jp/dr.system</a> | FAX  | <b>03(5355) 5246</b>  |
|   |   | Mail | <b>dr.system@ccap.or.jp</b>                                 |
|   |   | 受付時間 | (月)～(金) 10時～17時<br>(土) 10時～15時<br>(祝祭日・年末年始を除く) *メールは24時間受付 |

### (4) 江東区医師会子供の虐待対策委員会

江東区医師会では、平成20年4月に「江東区医師会子供の虐待対策委員会」を発足させ、児童虐待に取り組んでいます。メンバーは、小児科医、内科医、産婦人科医、精神科医、整形外科医、耳鼻科医、眼科医、皮膚科医の医師で構成されています。この委員会でも、児童虐待に関する相談を受け付けています。

- |   |                  |   |                      |
|---|------------------|---|----------------------|
| ○ | <b>江東区医師会事務局</b> | ☎ | <b>03(3649) 1411</b> |
|---|------------------|---|----------------------|

## コラム

### 「虐待でなくてよかったね」

笠井小児クリニック院長 笠井 秀明

児童虐待に関するマニュアルの多くが、気づきのポイントとして「不衛生、不潔な身なり」をあげています。それを読んでいた某医師が、園医をしている保育園の健診に行ったときのこと。見るからに不潔な服装で、汗じみた異臭を発することもを見つけました。これはもしやと思い園長に尋ねたところ、「いつも汚れた身なりをしているので私も気にはなっていた。」との答えでした。

そこで某医師は、顔見知りの保健師に頼んで、家庭の状況を調べてもらえないかと依頼をしてみました。保健師が早速、家庭訪問をしてみると、こどもの様子に不自然なところはなく、むしろ快活に遊びまわる方で、近隣の人にそれとなく家族の様子を聞いても、明るくて仲のよい家庭であるということでした。よく母親がこどもを公園に連れて行く姿が目撃されており、ネグレクトとは考えられないということでした。しかしこの家庭は、経済的には極めて困窮しているということが明らかになりました。報告を受けた某医師は、少なくとも虐待はないことが分かり、ひとまず安心したものの、経済的な困窮のためにこどもの養育に支障が出るようであれば、何らかの支援が必要ではと感じたそうです。

児童虐待の有無を判断することは簡単なことではありませんが、この例のように気になるこどもがいたときに、まず家庭状況を把握する意味で、保健師に訪問を依頼したことは正しい対応であったといえます。虐待でないことが分かったことは十分に価値のあることですし、経済的な問題なら別の支援が考えられるかもしれません。

気になるこどもがいたら、何らかのアクションを起こすことが重要で、そこから本当に虐待から守らなければならないこどもたちを一人でも見つけることができれば大いに意味のあるアクションであると思うのです。「虐待でなくてよかったね」というのは、こどもを守るためには大事な視点だと思いませんか？



## 2 児童虐待の通告はどこにするのか

児童虐待が疑われる場合は、原則として、南砂子ども家庭支援センターか子育て支援担当に連絡して下さい。ただし、夜間や緊急時などの連絡先は以下のようになります。

### 重度（緊急を要さない）、中度、軽度、疑いの時

- 南砂子ども家庭支援センター ☎ 03(5617)7772  
★児童虐待ホットライン ☎ 03(3646)5481  
受付時間 (月)～(土) 9時～18時
- 子育て支援担当(江東区役所内) ☎ 03(3647)4408  
受付時間 (月)～(金) 8時30分～17時  
※どちらに通告をしていただいてもかまいません

### 最重度（生命に危険がある）、こども自身が保護を求めている時

- 墨田児童相談所 ☎ 03(3632)4631  
相談時間 (月)～(金) 9時～17時

### 夜間や休日の緊急時

- 東京都児童相談センター ☎ 03(3208)1121  
受付時間 (月)～(金) 17時45分～翌朝9時  
(土・日・祝祭日・年末年始) 24時間  
(17時45分～翌朝9時までは夜間連絡員の対応になる)

### その他緊急時

- 警察 ☎ 110番 受付時間 24時間

## 児童虐待の重症度判定基準

児童虐待の重症度については、以下の表を参照して下さい。

<b>最重度</b>	生命が危ぶまれる	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇頭部外傷の可能性（投げる・頭部を殴る・逆さ吊りにする・乳幼児を強く揺さぶる）</li> <li>◇腹部外傷の可能性（腹部を蹴る・踏みつける・殴る）</li> <li>◇窒息の可能性（首を絞める・水につける・布団蒸し・鼻口をふさぐ）</li> <li>◇脱水症状や低栄養のため衰弱している</li> <li>◇感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療受診がなく放置されている（障害児の受容拒否に注意）</li> </ul>
<b>重 度</b>	こどもの健康や成長発達に重大な影響がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇医療を必要とする外傷（新旧折り混ざった打撲傷・骨折・裂傷・熱傷・目の外傷）</li> <li>◇精神症状がみられ、医療的なケアが必要である</li> <li>◇成長障害や発達の遅れが顕著である</li> <li>◇あきらかな性的行為やわいせつ行為、あるいはその疑いがある</li> <li>◇必要な食事・衣類・住居が保障されていない</li> <li>◇家から出してもらえない、閉じ込められている</li> <li>◇こどもを傷つけるなど、サディスティックな行為がある</li> </ul>
<b>中 度</b>	入院を要する程ではないがこどもの人格形成に影響がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇アザや傷ができるような暴力を受けている</li> <li>◇長期にわたり身体的ケアや情緒的ケアを受けていないため、人格形成に問題が残る危険性がある</li> <li>◇生活環境や育児条件が極めて不良なため、事態の改善が望めない</li> <li>◇大人の監護がない状態で長時間にわたり家に放置されている</li> </ul>
<b>軽 度</b>	実際に暴力や養育への拒否感があるが、衝動コントロールができ、親子関係に重篤な病理がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇外傷が残らない暴力</li> <li>◇こどもの健康問題を起すほどではないネグレクト</li> </ul>
<b>疑 い</b>		◇重症度に関わらず虐待の疑いがあるもの

児童虐待防止協会「子ども虐待ホットライン」より一部改編

図 10 児童虐待通告の流れ

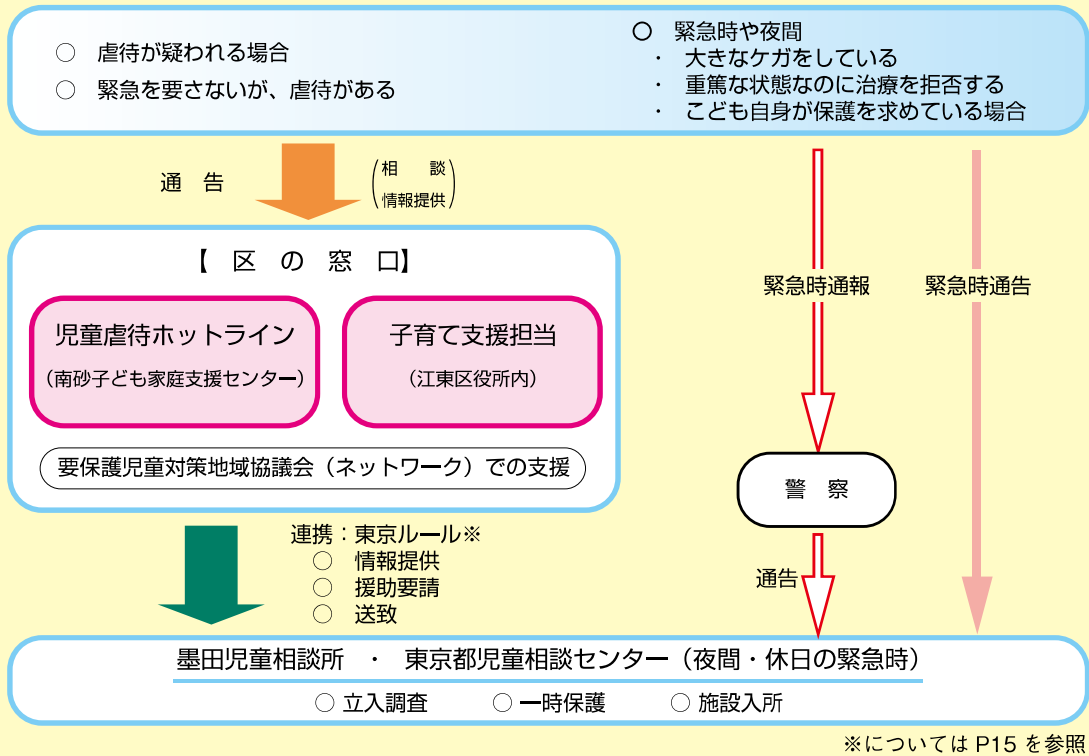
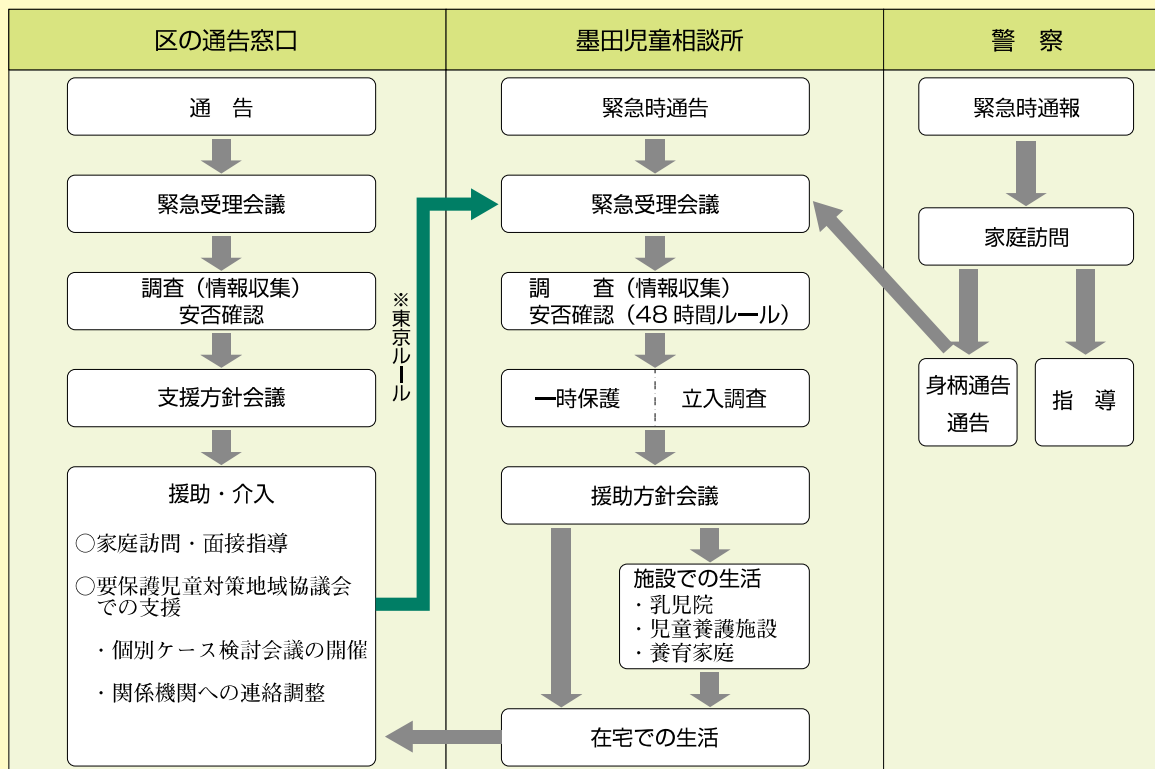


図 11 通告受理後の流れ



## 墨田児童相談所と江東区の連携 ～「東京ルール」について～

### 1 東京ルールとは

「東京ルール」は東京都が独自に定めた、区市町村と児童相談所との児童虐待の役割分担のルールです。

#### ○ 区市町村から児童相談所への相談ルール

区 分		説 明
相 談	情報提供	・とりにあらず知っておいてほしいケース ・念のため知らせておきたいケース、など
	援助要請	・同行訪問をしてほしいケース ・個別ケース検討会議に参加してほしいケース、など
送 致		立入調査・一時保護・施設入所措置（第28条を含む）等、児童相談所の法的権限を必要とする場合

#### ○ 安全確認に関する基本ルール

こどもが特定でき、かつ緊急に安全確認が必要と判断された場合は、児童相談所職員または児童相談所が依頼した者によって現認（直接こどもの安全を確認）を行います。現認は48時間以内に行います。

（「東京ルール」から抜粋）

### 2 新「東京ルール」策定の動き

現在東京都では、児童福祉法及び児童虐待防止等に関する法律の一部改正を受けて、「東京ルール」の見直しに着手しています。

### 通告機関の相談体制・連絡先一覧

	南砂子ども家庭支援センター	子育て支援担当 (江東区役所内)	墨田児童相談所
所在地	南砂 3-14-1-101	東陽 4-11-28	墨田区江東橋 1-16-10
電話番号	☎ 03 (5617) 7772 ☎ 03 (3646) 5481 (児童虐待ホットライン)	☎ 03 (3647) 4408	☎ 03 (3632) 4631
職員体制	虐待対策ワーカー(社会福祉士) 虐待対策ワーカー(心理)	保健師 保育士	児童福祉司 児童心理司
受付時間	(月)～(土) 9時～18時	(月)～(金) 8時30分～17時	(月)～(金) 9時～17時
役割	● 通告受理(緊急度の判断) ● 対応・安否確認・調査 訪問・面接等による介入 ● 個別ケース検討会議の開催 ● 要支援家庭サポート事業 (家庭訪問・面接等)	● 要保護協議会の調整機関 ● 児童虐待ケースの一元管理 ● 児童相談所・他自治体との連携 窓口 ● その他は南砂センターと同じ	● 虐待相談の場合は48時間以内の 安否確認 ● 一時保護 ● 立入調査・質問権 ● 施設への入所 ● 親の同意なしに施設処置する裁判・ 親権剥奪の裁判に関する事
連携	● 月1回 定例合同支援方針会議 ● ケース検討会議 ● 月1回 定例ケース連絡会 ● 3ヶ月1回 虐待進行管理会議(要保護児童対策地域協議会)		
備考	※運営は指定管理者が行っています		夜間・土日・祝祭日は 東京都児童相談センターへ

---

### 3 通告義務について

---

児童虐待を疑った場合でも、「もし違っていたら」と通告をためらったり、抱え込んでしまうことはないでしょうか？虐待でなかった場合でも責任を問われることはありません。むしろ、通告もれで重大な結果を招くことの方が心配です。

#### (1) 児童虐待の早期発見に努める義務がある

学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。【児童虐待の防止等に関する法律第5条より】

#### (2) 児童虐待とはっきりしていなくても疑いの段階で通告することができる

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを通告しなければならない。匿名の通告も可能である。

【児童虐待の防止等に関する法律第6条1項、厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」】

---

### 4 個人情報と守秘義務の扱い

---

#### (1) 通告した機関や個人の情報は伝えない

児童虐待の通告を受けた児童相談所又は福祉事務所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知りえた事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。【児童虐待の防止等に関する法律第7条】

#### (2) 虐待通告は、守秘義務違反には問われることはない

守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第25条の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

【児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項】

#### (3) 保護者の同意を得ることが困難である場合は？

個人情報保護法第23条では、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」と規定されており、医療機関が、気になるこどもや家族について関係機関に情報提供や通告を行う場合、保護者の同意を得られる可能性があるときは、原則として同意を得る努力をしてください。

同条第1項第3号には「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合を除く。」との但し書きがあり、保護者の同意が得られなくても、児童虐待が疑われる場合には迷わず通告してください。

【個人情報保護法第23条、同第1項第3号】

---

### 5 江東区要保護児童対策地域協議会での情報交換と守秘義務

---

構成機関、構成員に対し、守秘義務を課すと共に、要保護児童に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要な資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

【児童福祉法第25条の2及び5、厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」】

(\*江東区要保護児童対策地域協議会についてはP18を参照)